

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書（案）

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、300万人を超えており、急増状態にある。また、自殺と精神疾患とのかかわりや児童期のこころの健康問題も指摘されるなど、こころの健康と精神疾患の問題は、まさに国民だれにでも起こり得る生命・健康及び生活に影響を及ぼす重大な問題となっている。

しかしながら、一方では、こころの健康と精神疾患対策に関しては、一般医療との格差の是正、地域医療・チーム医療の推進、地域生活を支える保健福祉サービスの基盤整備や職場・学校におけるメンタルヘルスの充実など、今後推進すべき課題が山積状態にある。

このような中、平成23年7月には、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、都道府県が5年ごとに策定する医療計画に記載する疾病に、新たに精神疾患を追加することが決定され、都道府県医療計画に精神医療の機能分担や地域連携体制が必須事項として書き込まれることとなった。

このようなことも契機となり、現在、精神保健医療福祉の総合的、包括的な推進とともに、これらの施策に関する速やかな強化・充実が、全国的な運動として求められているところである。

については、国におかれては、こころの健康と精神疾患対策に関する基本理念や施策推進の基本となる事項を定める「こころの健康基本法（仮称）」を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

奈良市議会